

臼井ふるさとづくり協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、臼井ふるさとづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、臼井小学校区を活動区域とし、当該区域の住民が協働し、公共の利益に資する活動を民主的に行うことにより、心豊かで生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、臼井小学校（佐倉市臼井田2395）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）地域団体相互の連絡・調整、情報交換、交流等に関する事。
- （2）臼井小学校区の子どもに関する事。
- （3）青少年の健全育成に関する事。
- （4）環境美化に関する事。
- （5）高齢者・障がい者児等の福祉に関する事。
- （6）防犯・防災・安全に関する事。
- （7）歴史・文化・スポーツに関する事。
- （8）生涯学習に関する事。
- （9）住民に対する広報に関する事。
- （10）地域コミュニティ計画に関する事。
- （11）その他協議会の目的を達成するために必要な事。

2 協議会は、佐倉市市民協働の推進に関する条例第10条第3号に規定する活動を行ってはならないものとする。

(構成)

第5条 協議会は、別表に掲げる者等をもって構成する。

(委員)

第6条 協議会の委員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号については役員会で承認された者、第3号については総会において承認された者とする。

- 1) 別表に掲げる自治会・町内会・区からは3人以内の選出とし、他の団体からは2人以内の選出とする。
- 2) 会長が推薦する者
- 3) 公募住民

(入会及び退会)

第7条 入会を希望する者は、会長に対して、書面により、入会を申し込まなければならない。

- 2 入会申し込みがされた場合は、役員会において、入会の可否を決定するものとする。
- 3 協議会を退会しようとする者は、会長に対して、その旨を書面により、届け出るものとする。

(役員等)

第8条 協議会に次の役員及び監事(以下「役員等」という。)を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 |
| (3) 事務局長 | 1 人 |
| (4) 会 計 | 2 人 |
| (5) 部会長 | 若干名 |
| (6) 幹事 | 若干名 |
| (7) 監 事 | 2 人 |

- 2 役員等は、部会長を除き、総会において、委員の中から互選により、選出するものとする。

(任務)

第9条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会運営に関する事務を所掌するとともに、組織構成や関係機関等との連絡・調整等を行う。
- (4) 会計は、協議会の会計処理を行う。
- (5) 部会長は、担当する部会の運営を行う。
- (6) 幹事は、会長の要請を受けて、必要に応じ会務を分担する。
- (7) 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第10条 委員及び役員等の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員及び役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第11条 協議会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、総会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第12条 会議は、総会、役員会、委員会及び部会とし、総会、役員会及び委員会は会長が、部会は部会長が、招集する。

- 2 総会の議長は、出席委員の互選により選出し、役員会及び委員会の議長は会長が、部会の議長は、部会長が行うものとする。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(会議の審議事項)

第13条 第12条の会議における審議事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総会

- ア 事業計画及び収支予算に関すること。
- イ 事業報告及び収支決算に関すること。
- ウ 役員等の選出に関すること。
- エ 規約に関すること。
- オ その他重要な事項に関すること。

(2) 役員会

- ア 総会に提案する事案に関すること。
- イ 委員会に関すること。
- ウ 部会に関すること。
- エ 組織の検討に関すること。
- オ 事業の連携、調整に関すること。
- カ その他必要なこと。

(3) 委員会

- ア 総会の議決を要しない事業の執行に関すること。
- イ 構成団体間の連絡、調整に関すること。
- ウ 関係機関、構成団体との情報交換に関すること。
- エ その他必要なこと。

(4) 部会

- ア 事業の実施に関すること。
- イ その他、事業の実施に関して必要なこと。

(総会)

第14条 総会は、協議会の最高意思決定機関として、委員および代議員で構成するものとする。なお、代議員は各町内会・自治会・区より2名以内を選出する。

2 総会は、通常総会を年1回開催するものとし、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、委員の3分の1以上から請求があったとき又は監事2人から請求があったときに開催するものとする。

3 総会は、委員・代議員の2分の1以上が出席しなければ、開会することができない。

4 総会に出席できない委員および代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員又は他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

5 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

(役員会)

第15条 役員会は第8条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は必要に応じて開催する。

(委員会)

第16条 委員会は第6条に定める委員をもって構成する。

2 委員会はおおむね3ヶ月に1回開催するものとする。

(部会)

第17条 協議会は、事業の推進を図るため、必要に応じて、部会を設置するものとする。

2 部会は、委員、別表に掲げる者の構成員、臼井小学校区に住所を有する住民その他をもって構成する。

3 部会は必要に応じて開催する。

4 部会に、部会長・副部会長及び会計を置く。

5 部会長・副部会長及び会計は、部会において、互選により選出する。

6 部会長は、委員の中から選出するものとする。

(経費)

第18条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第20条 協議会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定めなければならない。

2 協議会の事業計画及び収支予算が、年度開始前に総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として、収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第21条 協議会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支計算書、その他関係資料を添付の上、作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後、速やかに総会の承認を受けなければならない。

(監査と報告)

第22条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(委任)

第23条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年1月18日から施行する。

規約改正は平成20年5月18日から施行する。

規約改正は平成21年5月10日から施行する。

規約改正は平成23年5月22日から施行する。

規約改正は平成24年5月20日から施行する。

規約改正は平成29年5月14日から施行する。(諸団体等とうさぎの会追記)

別表(協議会の構成)

(自治会・町内会・区)

- 1 臼井新町町会
- 2 下宿町内会
- 3 中宿町内会
- 4 上宿町内会
- 5 臼井田自治会
- 6 臼井台区
- 7 大名宿町会
- 8 八幡台自治会
- 9 ヒューマンスクエア臼井自治会

(諸団体等)

- 10 臼井小学校
- 11 臼井西中学校
- 12 臼井小学校PTA
- 13 臼井地区社会福祉協議会
- 14 臼井地区民生委員・児童委員協議会
- 15 臼井地区青少年育成住民会議
- 16 高齢者クラブ臼井支部
- 17 うさぎの会